

注 平成22年3月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成22年3月18日21世子家第1380号
平成25年3月29日24世家庭第558号
平成26年4月1日26世家庭第40号
平成28年2月1日27世家庭第701号
平成29年3月22日28世家庭第911号
平成30年4月24日30世家庭第101号
平成31年2月5日30世家庭第786号
令和3年4月1日3世家庭第118号
令和3年12月1日3世家庭第494号
令和4年3月29日3世家庭第658号
令和5年3月30日4世家庭第1800号
令和6年3月29日5世家庭第1787号
令和7年2月10日6世家庭第1511号
令和7年3月31日6世家庭第1813号
令和8年3月31日7世家庭第1730号

世田谷区おでかけひろば事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の規定に基づき、地域の乳幼児及びその保護者（これから子育てを始める親を含む。以下「子育て親子」という。）が相互の交流を行う場所を設定し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実及び子育て親子の福祉の向上を図るために実施するおでかけひろば事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進事業 おおむね3歳未満の乳幼児及びその保護者が気軽にかつ自由に利用することができる交流の場の設置、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施する。
- (2) 子育て等に関する相談及び援助事業 子育てに不安、悩み等を持っている保護者に対する相談及び援助を実施するものとし、実施に当たっては次の事項に留意する。
 - ア 事業の実施時間内にいつでも相談に応じられるようにすること。
 - イ 保護者からの相談に積極的に応じること。
 - ウ 子育てに関する情報を収集し、必要に応じて相談者に提供すること。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供 保護者が必要とする身近な地域の様々な子育てに関する情報を提供する。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 子育て親子及び子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する。

(事業の実施形態)

- (5) 地域子育て相談機関（基本Ⅲ型）における次の事業
 - ア 地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じて、他の子育て相談機関と連携

を図り、必要な助言や支援につなぐこと。

イ 利用者支援事業（基本Ⅰ型）が主催する事例検討会や地域連絡会に年2回以上参加すること。

ウ 世田谷区要保護児童対策地域協議会に加入すること。

第3条 事業は、これを地域展開型事業及び地区展開型事業に区分する。

2 地区展開型事業は、これを地区展開型民営事業及び地区展開型区直営事業に区分し、地区展開型区直営事業の実施については、区長が別に定めるものとする。

（地域展開型事業）

第4条 地域展開型事業は、地域における子育て支援に関する情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点事業として機能するとともに、地域内の保育所等の関係機関との連携及び調整を積極的に行い、子ども家庭支援センターを中心とした子育て支援ネットワークの充実に努めながら地域に出向いた地域支援活動を展開するものであって、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 実施主体 地域展開型事業の実施の委託を受けた社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等（以下「受託者」という。）

(2) 事業内容 第2条各号に掲げる取組及び地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関、子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら行う次に掲げる取組

ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、児童館、公園等の公共施設等に出向き、親子交流、子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、関係機関との連携及び協力により家庭への訪問等の支援を実施すること。

(3) 実施場所 次表に定めるとおり

| 実施場所 | 住所 |
|--------------|--------------------------------------|
| 子育てステーション成城 | 世田谷区成城六丁目5番34号 成城コルティ3階 |
| 子育てステーション世田谷 | 世田谷区太子堂一丁目4番22号 昭和女子大学インターナショナルハウス1階 |
| 子育てステーション烏山 | 世田谷区南烏山五丁目17番5号 |
| 子育てステーション桜新町 | 世田谷区桜新町二丁目8番1号 世田谷目黒農協本店ビル1階 |
| 子育てステーション梅丘 | 世田谷区松原六丁目41番7号 |

(4) 実施日時 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く通年とし、その実施時間は、1日8時間以上とすること。ただし、実施時間の設定に当たっては、子育て親子のニーズを踏まえ、利用しやすい時間帯となるよう十分留意するものとする。

(5) スペース及び設備 専ら地域展開型事業の実施に使用する部屋を確保すること。

(6) 職員配置 育児及び保育に関する相談指導について相当の知識及び経験を有するものであって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置し、地域展開型事業の実施に当たること。

2 区長は、受託者に次の各号に掲げる事項を遵守させ、関係機関との連携に努めさせるものとする。

(1) 受託者は、地域展開型事業の実施に当たり、地域内の保育所等その他の機関との連携及び調整を積極的に行い、子ども家庭支援センターを中心とした区内の子育て支援ネットワークの充実に積極的に努めること。

(2) 専門職相談等を実施する場合は、子ども家庭支援センター、地域の小児科医等と連携を密にし、地域展開型事業を円滑かつ効果的に行うことができるように努めること。

(3) 他の機関で対応することが適切であると考えられる場合は、子ども家庭支援センター、児童

相談所その他の機関に紹介する等の適切な対応を行うこと。特に、児童虐待など受託者単独での対応が困難な事例については、上記関係機関と連携を図りながら、関係者間で共通認識のもと対応に当たること。

- (4) 食に関する相談指導、調理体験等について、保育所の栄養士、看護師、保健所等と連携し、積極的に取り組むこと。
- 3 区長は、地域展開型事業の実施に当たっては、申請により地域展開型事業を利用する子育て親子（以下「地域展開型事業利用者」という。）に利用登録をさせるものとする。
- 4 区長は、地域展開型事業利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、地域展開型事業の利用を制限することができる。
 - (1) 施設管理上支障がある場合
 - (2) 感染症等の疾病を有する場合
 - (3) 利用目的に反する行為をした場合
 - (4) 受託者の指示に従わない場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が地域展開型事業の利用を不相当と認める場合
- 5 地域展開型事業の利用料は、無料とする。ただし、区長は、地域展開型事業を実施する際に必要となる材料費等が生じた場合は、地域展開型事業利用者を実費を負担させることができる。
- 6 区長は、地域展開型事業利用者が施設の建物及びその附属設備等を滅失し、又はき損した場合は、相当と認める損害額を賠償させるものとする。

（地区展開型民営事業）

第5条 地区展開型民営事業は、これを基本事業及び加算事業に区分する。

- 2 基本事業は、子育て親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互交流を図るための常設のひろばを開設し、子育てに不安、悩み等を持っている保護者に対する相談及び援助を実施する等、子育てへの負担感の緩和を図り、子育て・子育てができる環境を整備することで、地区の子育て支援機能の充実を図るものであって、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。
 - (1) 実施主体 次に掲げる要件を満たす事業者であって、区長の承認を受けたもの。
 - ア 区内に住所を有する法人又は団体であること。ただし、保育施設内に整備する場合及び区内で第2条に規定する事業内容の活動実績が5年以上ある場合は、この限りではない。
 - イ 保育所等の運営経験又は在宅子育て支援に関連する事業の経験を有する法人又は団体にあつては、地域の子育て支援機能を充実させていくことに関し、意欲のある法人又は団体であること。
 - ウ 保育所等の運営経験及び在宅子育て支援に関連する事業の経験のない法人又は団体にあつては、在宅子育て支援に関連する事業の開始に当たって、地域の子育て支援機能を充実させていくことに関する相当の知識及び熱意を有する者であること。
 - エ 政治若しくは宗教活動又は営利を目的としない法人又は団体であること。
 - (2) 事業内容 第2条各号に掲げる取組及び地区の実情に応じ、関係機関、子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図りながら実施する次に掲げる取組。ただし、当該取組の実施にあたっては、妊婦及びその家族の参加への促進に努めることとする。
 - ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
 - イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
 - ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
 - エ 街区公園（児童遊園）、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援、見守り等を行う取組

- (3) 実施場所 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、保育所、民家、マンション又はアパートの一室等、子育て親子が集うに適した場所で実施すること。
 - イ 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。
 - (4) スペース及び設備 次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア ひろばのスペースは、おおむね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有する専用のスペースを確保すること。
 - イ ひろばには、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を設置すること。
 - (5) 実施日時 週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。ただし、子育て親子が利用を希望するときに利用することができるよう時間帯には十分配慮すること。
 - (6) 職員配置 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置すること。
 - (7) 区所有施設での実施 地区展開型民営事業を区が所有する施設で実施する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 障害（身体障害、発達障害等）のある利用者に配慮するため、専門的な知識・経験を有するスタッフ（看護師、社会福祉士、臨床心理士等）を1名以上かつ週2日以上配置すること。
 - イ 障害児等に対応した交流の場の提供や相談・援助を積極的に行い、障害児やその保護者も参加できるイベントや講習を月2回以上実施すること。
- 3 加算事業は、基本事業を行う事業者が、子育て支援機能の充実を図ることを目的として実施する別表に掲げる事業とする。
 - 4 地区展開型民営事業の実施に当たっては、社会通念上相当な額の範囲内で一定の利用料を定め、地区展開型民営事業を利用する子育て親子（以下「地区展開型民営事業利用者」という。）から当該利用料を徴収しても差し支えないものとする。
 - 5 区長は、第1項の承認を受けようとする者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区おでかけひろば事業承認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を地区展開型民営事業の開始前であって区長が指定する日までに提出させるものとする。
 - (1) 地区展開型民営事業を実施する団体等の規約
 - (2) 地区展開型民営事業を実施する団体等の資格を証明する書類（法人でない等の理由により資格を証明する書類を有しない場合は、団体設立時の総会の議事録及び直近の総会の議事録並びに直近の総会で議決された予算及び決算が分かる書類）
 - (3) 地区展開型民営事業を実施する団体等の構成員名簿
 - (4) 地区展開型民営事業を実施する施設の図面
 - (5) 地区展開型民営事業執行計画書
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が指定したもの
 - 6 区長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、第1項の要件に適合し、承認することが適当であると認めるときは世田谷区おでかけひろば事業承認通知書（第2号様式）により、承認することが適当でないと認めるときは世田谷区おでかけひろば事業不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。
 - 7 区長は、前項の規定により地区展開型民営事業の実施の承認を受けた者（以下「実施施設」という。）に、次に掲げる場合においては、速やかに区長へ届け出させなければならない。
 - (1) 地区展開型民営事業を実施できない事情が生じた場合

(2) 地区展開型民営事業利用者に事故が発生した場合

8 区長は、実施施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地区展開型民営事業の実施の承認を取り消すことができる。

(1) 第1項に定める要件のいずれかを欠くに至ったとき。

(2) 実施施設がこの要綱の規定に従わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施施設として不適当な事由が生じたとき。

9 区長は、実施施設に対し、前月の地区展開型民営事業の実施状況の報告を毎月15日までに行わせるものとする。

10 区長は、実施施設に対し、必要に応じて地区展開型民営事業の内容等について報告を求め、又は職員を派遣して実地に調査をさせることができる。

(届出)

第6条 区長は、地域展開型事業の開始及び変更並びに廃止に際しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第69条第1項及び第2項の規定に基づき、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、東京都知事への届出を行うものとし、実施施設に対しても同様の届出を行わせるものとする。

(保険加入)

第7条 区長は、地域展開型事業利用者及び地区展開型民営事業利用者の事故に備えて、受託者及び実施施設に対して、傷害保険及び賠償責任保険に加入させるものとする。

(秘密の保持等)

第8条 区長は、地域展開型事業の対象者等への対応に十分配慮するとともに、地域展開型事業遂行上知り得た秘密については、地域展開型事業遂行以外に用いてはならない。また、区長は、受託者及び実施施設に対しても、地域展開型事業又は地区展開型民営事業の対象者等への対応に十分配慮させるとともに、地域展開型事業又は地区展開型民営事業遂行上知り得た秘密については、地域展開型事業又は地区展開型民営事業遂行以外に用いさせてはならない。

(研修等)

第9条 区長は、地域展開型事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めるものとし、実施施設に対しても同様に地区展開型民営事業に従事する者に各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めさせるものとする。

(ボランティア等との連携)

第10条 区長は、地域展開型事業の実施に当たっては、子育てサークル又はボランティアの協力を得る等の効率的及び効果的な実施に努めるものとし、実施施設に対しても同様に努めさせるものとする。

(事業の周知)

第11条 区長は、地域住民等に対して、世田谷区広報又はパンフレットの発行、看板の設置等により、事業の内容の周知に努めるものとし、実施施設に対しても同様に周知に努めさせるものとする。

(情報の共有)

第12条 区長は、地域展開型事業の実施に当たっては、近隣の受託者が互いに連携及び協力し、情報の交換及び共有を行うことができるように努めるものとし、受託者及び実施施設に対しても同様に努めさせるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 区長は、地域展開型事業の実施に当たっては、総合支所子ども家庭支援課、健康づくり課、保健所、保育所、児童館、児童相談所、児童委員（主任児童委員を含む。）、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等の関係機関の間の連携を密にし、

効果的かつ積極的に地域展開型事業を実施するよう努めるものとし、実施施設に対しても同様に努めさせるものとする。

(報告等)

第14条 区長は、実施施設に対し、第5条第9項の規定による毎月の報告のほか、必要に応じて地区展開型民営事業の実施状況について報告を求めるとともに指導することができる。

(補助金)

第15条 区長は、地区展開型民営事業の基本事業を実施する事業者に対して、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

2 区長は、前項の補助金を交付する場合において、同項の事業者が地区展開型民営事業の加算事業を実施するときは、別に定めるところにより、当該補助金の額に加算事業に係る額を加算するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 おでかけひろば事業実施要綱（平成18年6月30日18世子家第533号）は、廃止する。

附 則（平成19年12月1日）

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成20年9月1日）

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年21世子家第598号）

この要綱は、平成21年8月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月1日）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日21世子家第1380号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24世家庭第558号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日26世家庭第40号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日27世家庭第701号）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日28世家庭第911号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月24日30世家庭第101号）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成31年2月5日30世家庭第786号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日3世家庭第118号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日3世家庭第494号）

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3世家庭第658号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日 4 世家庭第 1800 号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日 5 世家庭第 1787 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 10 日 6 世家庭第 1511 号）

この要綱は、令和 7 年 2 月 10 日から施行し、この要綱による改正後の世田谷区おでかけひろば事業実施要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 6 世家庭第 1813 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日 7 世家庭第 1730 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

地区展開型民営事業の加算事業

| 事業 | 要件 |
|-----------------|--|
| 1 おでかけひろば活用型事業 | 世田谷区ほっとステイ事業実施要綱（平成 19 年 11 月 1 日 19 世子家第 588 号。以下「ほっとステイ実施要綱」という。）第 4 条第 2 項に規定するおでかけひろば活用型事業（以下「おでかけひろば活用型事業」という。）であること。 |
| 2 ワークスペースひろば型事業 | おでかけひろば活用型事業であって、次の各号に掲げる機能を有すること。 (1) ワークスペース機能（次の要件を満たすものをいう。） ア 2 人以上の利用者が利用しても差し支えない程度以上の広さ及び設備を有するとともに、利用者が仕事等に集中できるよう、第 5 条第 1 項第 3 号アに規定するひろばのスペース（以下「ひろばスペース」という。）とはフロアや部屋を分ける等、独立した専用のスペースを確保すること。ただし、ひろばスペースと同じ建物内に整備するものとする。 イ 机のほか、プリンター、利用者専用の無料の W i - F i （公衆無線 L A N）接続環境の整備、利用者ごとに 2 口以上の電源コンセント、その他必要な設備を設置すること。 ウ 週 5 日以上、かつ、1 日 5 時間以上開設すること。 (2) ワークスペース利用者の子どもを預かる機能（次に掲げる要件を満たすものをいう。） ア ワークスペース機能の利用者を対象（定員に空きがあるときについては、ワークスペース機能の利用者以外の利用も差し支えないものとする。）とすること。 イ 週 5 日以上かつ 1 日 5 時間以上開設すること。 ウ 定員は 3 名以上とすること。 エ 利用回数は、実施施設が区と協議の上、別に定めることができるものとする。 オ アからエまでに掲げるもののほか、おでかけひろば活 |

| | | |
|---|------------|---|
| | | 用型事業と同等の機能を有すること。 |
| 3 | 休日育児参加促進事業 | 両親等が共に参加しやすくするために、休日に概ね月2回以上、育児参加促進に関する講習会を実施していること。 |
| 4 | 賃借料加算 | 次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 賃借料がかかる場所を活用して事業を実施すること。 (2) 週5日以上、かつ1日6時間以上開設すること。 |
| 5 | 出張ひろば | 地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域において実施し、次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 開設日数は、週1日又は2日、かつ、1日5時間以上とすること。 (2) 地区展開型民営事業の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。 (3) 実施場所は屋内とし、原則として、年間を通して同じ場所で実施すること。 |
| 6 | レスパイト事業 | 個室型 |
| | | ひろば型 |
| | | 閉室日活用型 |
| | | 次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。 (2) フロア及び部屋をひろばスペースと区分した専用のスペースで、利用者1名が休息をとれる広さ及び設備を確保すること。ただし、ひろばスペースと同じ建物内に整備するものとする。 (3) レスパイト利用者の見守りを行なう保育士又は区長が別に実施する研修若しくは相当と認めた研修を受講し、修了した者（以下「研修修了者」という。）を1名配置する。 |
| | | 次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。 (2) ひろばスペース内に、利用者1名が休息をとれる広さ及び設備を確保すること。 (3) レスパイト利用者の見守りを行なう保育士又は研修修了者を1名配置する。ただし、1又は2に掲げる事業を実施している場合は、ひろばの職員が見守りを兼務できるものとする。 |
| | | 次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 月3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。 (2) 個室型又はひろば型のスペース及び設備を確保すること。 (3) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て支援の知識及び経験を有する専任の者を2名以上配置すること。専任の者のうち1名以上は、保育士又研修修了者とする。 |

| | |
|---------|--|
| 7 専門職相談 | 利用者からの相談対応を向上するために、子育て親子又は職員を対象として、医師、看護師、保健師、栄養士等の専門職による相談を月2回以上実施すること。 |
|---------|--|